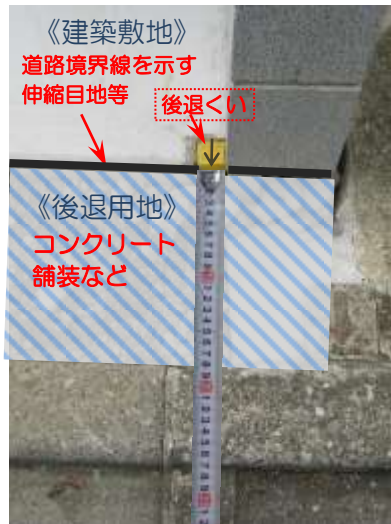


自主整備のご案内

1. 「狭あい道路拡幅整備協議書」の同意書交付（副本返却）時に、窓口で後退くいをお渡しします。
2. 後退くいの設置及び後退用地の舗装が終了したら、「自主整備完了届」を提出願います。完了届には、後退くい毎に後退くいからL形側溝等までの後退寸法が読み取れる写真(右図参照)、及び後退用地の全体の整備状況が分かる写真を添付してください。
3. 「自主整備完了届」を受けて、区が後退用地の現地確認を行います。後退寸法や後退くいの設置に問題がなく、後退部分が一般の通行に供する状態に整備されていることを確認した後、申請者あてに「拡幅整備確認書」を郵送します。（区と代理人との現場立会いは必要ありません。）
4. 「拡幅整備確認書」は申請者において保存願います。「狭あい道路の拡幅整備に関する条例」に定めた協議の終結を証明する大切な資料になります。また、設置した後退くいは将来にわたり保全願います。

自主整備完了届に添付する写真例



5. 「拡幅整備確認書」及び設置した後退くいがあれば、将来の再建築の際に狭あい道路拡幅整備協議の必要はありません。
6. 「拡幅整備確認書」は土地や建物の売買や相続等の権利の移転があった場合、新所有者に承継願います。
7. 後退用地は、土地所有者による申告により、固定資産税・都市計画税が非課税になります。道路後退部分と宅地部分を目地、縁石、L形側溝等で明確に区分したうえで、後退用地を一般交通に支障が無いよう整備することが非課税申告の最低条件になります。非課税の対象や判断基準及び非課税申告書類の作成や手続き方法等の詳細は、目黒都税事務所にお問い合わせください。

(東京都目黒都税事務所 TEL03-5722-9001)

拡幅整備確認書（見本）

【注意】

「自主整備計画書」提出時に記載した舗装方法と、「自主整備完了届」提出時の実際の舗装方法が異なっても、変更手続きは必要ありません。但し、土や砂利敷きは不可とします。

目黒区 都市整備部 都市整備課 狭あい道路係 TEL 03-5722-9729（直通）
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎 6F

裏面（『後退くい』のうち方）もご覧ください。